

1 はじめに（基本方針）

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

本校では、いじめを許さない学校づくりのために以下5点を目的とし、いじめの未然防止、早期発見及びいじめの事象の対処のための対策を効果的に推進するため、「久津川小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識し、児童生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- (3) 児童一人一人を大切にす意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- (4) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、継続して教育相談等を行う。
- (5) 定期的な調査だけでなく、日常的に児童のきめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

2 いじめの未然防止

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ている「観衆」は、いじめを積極的に深刻化させる存在である。見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを暗黙的に是認する存在であり、いじめられている子にとっては、支え(味方)にはならない。したがって、「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在と言える。

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものであり、どの児童生徒も加害者にも被害者にもなり得るものである。しかし、「いじめは絶対に許されない行為である。」という認識を全校で共通確認をし、全ての教育活動をとおして「いじめの未然防止」を目指した取組を推進しなければならない。

このことを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためにも、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが重要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

- (1) いじめ未然防止の観点から普遍的及び個別的な視点での人権教育を推進する。
- (2) いじめをしない、許さない規範意識と価値観の育成を目指した道徳教育を推進する。
- (3) どの児童にもわかる授業を目指し、自分に自信を持たせ、自尊感情を高める。
- (4) 望ましい集団活動を通して、互いを思いやり尊重しあう態度を育成する。
- (5) 一人一人を大切にす学級経営を充実していく。
- (6) 児童と向き合う時間を大切にす、教育相談活動を充実する。
- (7) 日常的に些細なことでも電話連絡や家庭訪問、懇談等による保護者との緊密な連携を行い、保護者との信頼関係を築き、意思疎通を図る。

3 いじめの早期発見

いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われるなど、複雑化・潜在化し、大変見えにくくなっている。また、いじめのサインは、いじめを受けている児童生徒本人からも、いじめている児童生徒の側からも出ている。このことを踏まえ、日頃から児童生徒との信頼関係を構築し、児童生徒が示す変化や発信するサインを見逃さないよう「いじめの早期発見」に努める。

(1) 早期発見のための体制

ア 毎月、学年毎に「気になる児童の様子」について交流し、全校で共通理解を図る。

イ 次の視点を大切にする。

- ・日常と比べて異なる表情や言動
- ・他の児童生徒と比べて違った言動や表情
- ・特定の児童生徒への対応
- ・学級の雰囲気

(2) いじめ調査アンケートの実施

各学期1回、年3回

(3) 教育相談活動の充実

ア 定期的な教育相談

いじめ調査アンケート実施後にアンケートをもとに全員を対象として行う。

イ 日常的な児童との関わる時間の確保

気にかかる児童には、時間をとって話を聞く。

ウ 組織的な教育相談活動

学級担任に限らず、関係のある教職員が相談に応じる。

4 いじめに対する取組（指導マニュアル）

いじめの事象等が認知された場合は、学校として調査等を速やかに行い、事実を正確かつ確実に把握することに努める。また、情報は教職員で共有し、校内委員会で検討する。事象については、教育委員会に速やかに報告し、対応等についても協議する。

(1) 組織的な対応・連携

ア いじめの発見や兆候がみられる場合、管理職、生徒指導に報告する。

イ 児童への情報収集を組織的に行い、事実を正確かつ確実に把握し、校内委員会で対応等を検討し、全教職員の共通理解を図る。

ウ 教育委員会への円滑な報告・連絡・相談を行い、緊密な連携を図る。

エ 暴行や恐喝などの犯罪行為等、学校の指導範囲を超えるいじめについては、警察や児童相談所等と連携を図る。

(2) いじめられている子ども（被害者）への支援

ア 気持ちにより添い、安心感を与え、安定させる。

・担任を中心に、児童にとって話しやすい教師が対応に当たり、事実の把握を行う。

・つらさ、悔しさ等を温かく受け止める。

・いじめから全力で守ることを約束する。

イ 自信を持たせる

・良い点を認め励ます等、自信回復への積極的支援を行う。

ウ 仲間づくりへの援助

・自己肯定感を回復できるよう、学級集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。

・児童生徒の表面的変化により解決したと判断せず、支援を継続する。

(3) いじめている子ども（加害者）への指導

ア いじめ行為は、「命に関わる重大なこと」であり、「絶対にゆるさない」という

毅然とした態度で臨む。一方で、心に迫る姿勢で、事実の確認を行い、その後の指導を行う。

イ 児童に応じた指導

- ・加害者の心理的背景の理解に努めるとともに、問題を繰り返さないよう、適切な解決方法を示す。

ウ 再発させない指導

- ・毅然とした態度で、いじめは卑劣で絶対に許されない行為であることを理解させ、いじめを完全にやめさせる。
- ・相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかを気付かせるとともに、人権と命の尊さを理解させる。
- ・いじめに至った自分の心情や立場を振り返らせ、今後の生活の仕方について考えさせる。

エ 反省を進化させる指導

- ・孤立させることなく、学級活動等を通じて、所属感や成就感を持たせるとともに、教師との好ましい人間関係づくりをすすめる。
- ・長期的な観察と支援を続ける。

(4) 周りの子どもたち(観衆・傍観者)への指導

ア 当事者だけの問題にとどめず、学級や学年全体の問題として考える。

イ 状況を把握する。

- ・いじめの認識の有無を確認する。
- ・いじめの助長の雰囲気をつかむ。

ウ 全体指導

- ・保護者の了解を得て、学級・学年への指導を行う。
- ・自分の問題として自覚させる。
- ・観衆や傍観者の果たす役割と被害者の心情を理解させる。
- ・被害者、加害者を学級集団に受け入れる雰囲気作りをする。

(5) ネットいじめへの対応

ア 書き込み内容の確認

- ・内容を確認し、内容や書き込みの時間、掲示板等のURLを保存・記録する。

イ 掲示板等の管理者への削除依頼

- ・掲示板等のサイト管理者に削除依頼の連絡を行う。

ウ 掲示板等のプロバイダー等への削除依頼

- ・掲示板等のサイト管理者でも削除されない場合や、管理者の連絡先が不明の場合は、プロバイダーに削除依頼をするとともに、警察署生活安全課や地方法務局に相談する。

(6) 保護者への対応

ア いじめられた児童(被害者)の保護者への対応

- ・保護者の不安や怒りを真摯に受け止める。
- ・教師と保護者のいじめに対する認識のズレにより、問題がさらに複雑にならないように配慮する。

イ いじめた児童(加害者)の保護者への対応

- ・学校としての対応について丁寧に説明し、問題を解決するためには保護者の協力が必要不可欠であることを理解してもらう。
- ・事実関係や背景をしっかりと伝え、理解してもらう。
- ・いじめた児童が心を開き、二度といじめをしないための方策を一緒に考えていく。

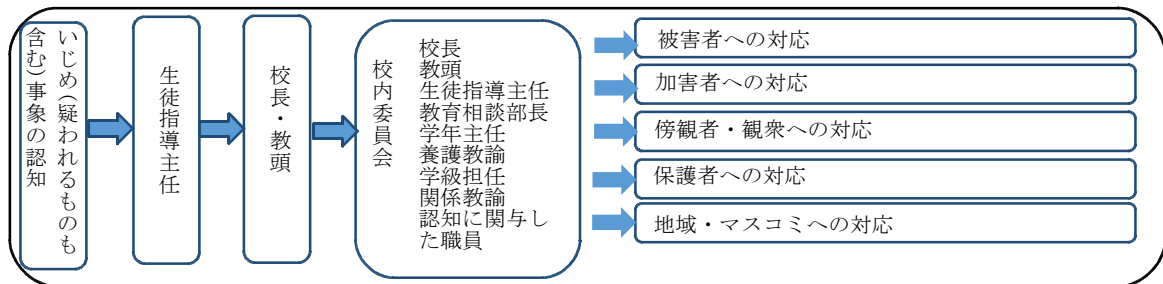
5 いじめの防止等に対する組織体制

いじめの防止等に対する取組については、校長のリーダーシップのもと、校内の「生徒指導部」が中心となりその推進にあたる。いじめの把握とともに「校内委員会」を招集し、学校全体で組織的に対応する。

学校として、指導方針や対応策を確立するとともに、報告・連絡・相談のシステムを徹底していく。

・校内委員会の構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 教育相談部長 学年主任 担任 養護教諭
認知に関与した職員



(2) 教育相談の充実・連携

・教育相談の充実・綿密な連携を図り、いじめの早期発見・早期対応に努める。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ア 児童が自殺を意図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

※児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして調査・報告する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態であると思われる案件が発生した場合には、速やかに教育委員会へ報告し、警察等の関係機関と連携する。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を可能な限り組織的に明確にし、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、事象への対応を行う。

(4) 調査結果の提供および報告

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供及び調査結果の報告を行う。また、事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要がある場合は、保護者の同意を得た上で、保護者会を開催する。

7 その他

(1) 地域・家庭との連携の推進

- ア 本校PTA、(*学校関係の地域組織)との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
- イ 学校のいじめ防止に関する学校の基本方針等を発信し、学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。

(2) 関係機関との連携の推進

- ア 警察、児童相談所等と適切な連携を図る。
- イ いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、総合教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係諸機関と連携を行う。